

衛生だより

中央家畜保健衛生所

千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656

Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)

Fax: 043-286-0090

関係法令を遵守しましょう!

獣医師法に基づく獣医師の業務停止処分について

農林水産大臣は、令和2年8月31日付けで、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

◆青森県在住 62歳：業務停止1年

事件概要：複数人に自己への投票を依頼しその報酬として現金を供与し、また選挙運動が禁止されている期間に選挙運動をした。さらに、投票が終わった後に選挙運動をしてくれた複数人に現金を供与した。

司法処分：懲役1年6か月、執行猶予5年(公職選挙法違反)

◆静岡県在住 59歳：業務停止8か月

事件概要：被害者の両手首をつかみ被害者が握っていた携帯電話機を無理に取り上げ、さらに被害者の腹部に自己の腹部を押し当てるなどの暴行を加えた。

司法処分：罰金10万円(刑法208条)

診療施設に関する届出書の提出は10日以内をお願いします!!

開設時の届出事項に変更があった場合には、10日以内に変更届出書を提出することが獣医療法で義務づけられています。

これらの事項に変更がある場合は届出が必要です

- ・ 診療を行う獣医師
- ・ 開設者
- ・ 管理獣医師
- ・ 構造設備
- ・ 診療施設の名称
- ・ エックス線装置

※内容により新規の開設届出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

診療施設に関する届出書類は中央家畜保健衛生所に郵送するか、ご持参ください。電話でのご相談・FAXでの書類確認も承ります。

届出様式は以下の千葉県HPからダウンロードできます!

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/kaisetsu.html>

ペットを飼っている皆さまへ

－災害時のペットとの同行避難について－

災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは？



- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？



- 災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないように注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをいいます
避難所で、ペットと人が同じスペースで過ごすことなどの（同伴避難）を指すものではありません



詳しくは、
「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドライン <一般飼育>
>
をご覧ください。

**環境省**
Ministry of the Environment



令和2年8月作成